

障がいのある学生への修学支援に関する基本方針

1 趣旨

この基本方針は、熊本県立大学において、障がいのある学生に対して教育上の合理的配慮を行うための基本原則及び支援等の基本となる事項を定める。

2 用語の定義

- (1) 「学生」とは、本学に入学を希望する者及び在籍する学生（研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生を含む。）をいう。
- (2) 「合理的配慮」とは、障がいのある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使できるよう、本学が必要かつ適当な変更・調整を行うことであって、障がいのある学生にとって、その状況に応じて個別に必要とされるものであり、かつ、本学の体制面や財政面において均衡を失したり又は過度の負担とならないものをいう。
- (3) 「合理的配慮を行う学生の活動範囲」とは、授業、学生相談・就職指導等の正課外教育、学校行事への参加等教育に関する全ての事項に加え、学内移動やフィールドワーク、実習等での移動も含むが、教育と直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は含まない。

3 合理的配慮の基本

(1) 機会の確保

障がいのある学生が、障がいを理由に修学を断念することがないように修学機会を確保し、学生の高い教養と専門的能力を培えるような教育の質を維持するため、入学者選抜において必要な能力・適性等を判定するための機会を提供し、入学後は本人の申出に基づき必要な合理的配慮を行う。

ただし、教育の本質や評価基準の変更など、他の学生に多大な影響を及ぼすような変更や調整は行わない。

(2) 情報の公開

障がいのある本学への進学希望者や在籍する学生に対し、本方針及び配慮や支援の内容・体制等の情報を公表する。

(3) 合理的配慮の決定

学生本人の要望に基づき、本人の教育的ニーズと意思を尊重しつつ、本学の体制面、財政面を勘案し、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定する。

(4) 教育方法

障がいの種類や程度に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、公平な試験を行う。

<合理的配慮の事例>

(物理的環境への配慮)

○障がい特性により、授業中、頻回に離席する必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること

(意思疎通の配慮)

○ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行う。

○口頭の指示だけで伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

○教室内で、講師や板書、スクリーン等に近い席を確保すること

(5) 支援体制

学長は、大学全体として専門性のある支援体制の確保及び学生・教職員の理解促進、意識啓発に努める。

また、支援に当たっては、支援に関わる部署や実際に支援を行う教職員と十分な連携を図る。

4 関連する基本的事項

(1) 施設整備に対する考え方

施設整備にあたっては、本人からの申し出のあった個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮しながら、具体的な状況等に応じた対応内容を検討するものとする。

・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

- ・費用、負担の程度
- ・本学の規模、財政・財務状況

(2) 学外機関との連携のあり方

障がいのある学生の修学支援にあたっては、必要に応じ学外の医療機関や各種障がい者支援機関と連携を図りながら進めるものとする。